

協議第15号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、城南町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成21年 5月22日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	1 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	01 補助金・交付金等
------	----------------	------	-------------

協議内容	補助金・交付金等の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、城南町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	これまでの「事務事業調査票」に掲載	これまでの「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

補助金・交付金等一覧

番号	協議番号	補助金・交付金等の名称		協議結果(調整方針)	協議の状況
		熊本市	城南町		
1	16	職員厚生会助成金	職員厚生補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
2	16	消防団運営交付金	消防団等運営交付金	熊本市の例に統一する。 婦人防火クラブ助成は5年間継続する。	第6回協議会承認
3	16	消防防災施設補助金	消防施設整備補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
4	17		テレビ難聴地域解消事業補助金	城南町テレビ難視聴地域解消事業補助金は廃止する。ただし、情報格差(地上デジタル放送の完全移行後の難視聴地域発生等)の是正が生じた場合、必要な措置を講じる。	幹事会承認
5	18		嘱託員通信費補助金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第6回協議会承認
6	18		嘱託員ユニホーム助成金	合併特例区設置期間の年度内を限度とし、現行を維持する。	第6回協議会承認
7	18	公民館設置補助金	公民館設置補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
8	18	広報施設整備補助金	広報施設整備補助金	町内自治会制度移行するまでは継続し、マイク施設補助については新市において協議・検討する。	第6回協議会承認
9	18		自衛隊父兄会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
10	18	防犯灯設置等補助金	防犯灯設置等補助金	熊本市の例に統一する。	第7回協議会承認
11	18		交通安全協会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市に統一する。	第4回協議会承認
12	18		城南フレンドシップ補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
13	18	地域婦人会連絡協議会補助金	地域婦人会補助金(3支部含む)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは、関係団体で協議調整する。	第4回協議会承認
14	18		人権教育推進活動団体助成金	5年間の経過措置を設定する。	幹事会承認
15	18	市制100周年記念人づくり基金事業	人材育成研修等派遣助成金	熊本市の例に統一する	幹事会承認
16	18		社会を明るくする協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
17	18		宇城狂犬病予防動物愛護推進協議会負担金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
18	19	地区保護司会補助金	町保護司会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
19	19	遺族連合会補助金	遺族会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
20	19	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	両協議会が合併した場合、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
21	19	高齢者住宅改造費助成金	住宅改造助成金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
22	19		福祉まつり助成金	特例区事業として継続する。	幹事会承認
23	19		ボランティア協議会補助金	当分の間経過措置を設定する。	幹事会承認
24	19	民生委員児童委員活動補助金	民生児童委員協議会補助金	合併時は一民児協で加入し、平成22年11月の改選時において、その後の単位民児協編成について関係機関と協議する。	幹事会承認
25	19		高齢者福祉券交付事業補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認

26	19		在宅介護者手当事業助成金	5年間現行のとおり継続し、その後新市において協議・検討する。	幹事会承認
27	19	単位老人クラブ活動助成金	単位老人クラブ活動助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第7回協議会承認
28	19	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会活動補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議・検討する。	第7回協議会承認
29	19	身体障害者福祉協議会連合会補助金	障害者福祉協議会補助金	5年間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
30	19	熊本県手話サークルわかぎ熊本グループ	県ろう者福祉協会中央支部補助金	熊本市の例に統一する。	第6回協議会承認
31	19	障害者自動車運転免許取得・改造費助成金	障害者自動車運転免許取得・改造補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
32	19	食品衛生協会運営費補助金	食品衛生協会補助金	5年間の経過措置を設け、その間に調整する。	幹事会承認
33	19	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進協議会補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
34	19	予防接種依頼者補助金	予防接種依頼接種者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
35	19	社会福祉法人利用者軽減措置	低所得者対策事業(社会福祉法人利用者軽減措置)	熊本市の制度に統一する。	幹事会承認
36	19		簡易水道施設補助金	県の認可を受けている組合は、公営水道が普及するまで補助対象とする。	第6回協議会承認
37	19		家庭用浄水器購入補助金	公営水道未給水地域について継続する。	幹事会承認
38	20	一時保育促進事業費補助金	一時保育促進事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
39	20	延長保育促進事業費補助金	延長保育促進事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
40	20	軽度障害児保育事業費補助金	軽度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
41	20	中度障害児保育事業費補助金	重度障害児保育事業費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
42	20	母親クラブ補助金	地域組織活動育成事業補助金	熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については引続き補助対象団体とする。	第4回協議会承認
43	20	地域子育て支援センター委託料	地域子育て支援拠点事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。	第4回協議会承認
44	20	保育所地域活動事業費補助金	保育所地域活動事業費補助金	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
45	20	社会福祉施設等設備整備費補助金	次世代育成支援対策施設整備補助金	熊本市の保育所整備計画に統合する。	幹事会承認
46	20	母子寡婦福祉連合会補助金	母子会補助金	3年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
47	20	青年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年健全育成町民会議補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
48	20	熊本市子ども会育成協議会補助金	城南町子ども会育成者連合会補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
49	21	再生資源集団回収助成事業	ごみ減量化補助金	現活動を継続している間は現行を存続する。	幹事会承認
50	21	家庭用生ごみ処理機助成	生ごみ処理器設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
51	21	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	熊本地域地下水保全活用協議会負担金	新市の事業として継続する。	幹事会承認

52	21	熊本県緑化推進委員会会費	熊本県緑化推進委員会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
53	21	緑の少年団活動費助成金	緑の少年団育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
54	21	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	熊本市の例に統一する。	第3回協議会承認
55	22		下水溝浚渫整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
56	22		下水溝整備事業補助金	区域区分(線引き)がなされるまでの間、現行のとおりとし、その後熊本市の例に統一する。	幹事会承認
57	22		宇城地域茶業振興協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
58	22		宇城果樹技術連合会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
59	22		宇城地域農業活性化協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
60	22	生産体制強化対策事業	熊本県野菜振興協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
61	22	生産体制強化対策事業	農業農村振興対策協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
62	22		宇城地域果樹産地協議会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
63	22	農業制度資金利子補給費補助金	農業制度資金利子補給費補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
64	22		農業用廃プラスチック処理対策補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
65	22		宇城地域養豚生産改良組合負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
66	22	畜産振興事業	熊本県中央地区家畜自衛防疫促進協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
67	22	畜産振興事業	熊本県畜産協会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
68	22		宇城地域肉用牛振興協議会負担金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
69	22		牛受精卵移植部会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
70	22		JA熊本宇城酪農共進会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
71	22		畜産振興協議会補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
72	22		酪農ヘルパー事業補助金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認
73	22	熊本地域水田農業推進協議会負担金	城南富合地域水田農業推進協議会負担金	現行のとおり継続しながら、関係機関と協議・調整を行うものとする。	第6回協議会承認
74	22		特産農作物部会補助金	平成21年度廃止する。	幹事会承認
75	22		水田農業経営確立対策試作補助金	平成22年度廃止する。	幹事会承認
76	22		水田農業経営改革対策事業地区推進交付金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	幹事会承認

77	22	認定農業者協議会負担金	認定農業者同友会補助金	5年間現行のとおり継続し、その間調整し熊本市へ統一する。	第6回協議会承認
78	22		担い手育成会費補助金	当分の間、現行のとおり継続し、その間、関係機関と協議調整する。	幹事会承認
79	22		アグリフレンズ補助金	3年間経過措置、その後熊本市に統一する。	幹事会承認
80	22	農業後継者クラブ活動費補助金	青年農業者補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
81	22	生産体制強化対策事業	宇城地域木材需要拡大協議会負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
82	22		宇城地区林業改良普及協会負担金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは関係機関と協議する。	幹事会承認
83	22	生産体制強化対策事業	熊本県治山林道協議会会費	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
84	22	生産体制強化対策事業	緑川流域森林、林業活性化センター負担金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
85	22	商工会助成金	商工会助成金	5年間の経過措置を設け、その後の取扱いは調整する。	第7回協議会承認
86	22		工業振興連絡協議会助成金	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
87	22		商工振興活性化補助金	当分の間現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
88	22		観光協会助成金	観光協会が解散した場合は、廃止する。	幹事会承認
89	22	緑川観光資源振興補助金	緑川観光資源振興補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
90	22		土地改良区運営補助金(緑川南部)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第7回協議会承認
91	22		土地改良区運営補助金(杉上)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第7回協議会承認
92	22		土地改良区運営補助金(豊田)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第7回協議会承認
93	22		土地改良区運営補助金(下宮地用水管理組合)	5年間現行のとおり継続し、その後の取扱いは協議する。	第7回協議会承認
94	22	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	農地・水・環境向上活動支援事業補助金	現事業期間中は、現行のとおり継続する。	第6回協議会承認
95	22		農地等応急対策補助金	新市の事業として継続する。	幹事会承認
96	22	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
97	22		上原谷地区農業用水施設維持管理補助金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認
98	22	企業立地促進補助金	工場設置奨励補助金	熊本市の例に統一する。ただし、町の条例に基づき指定を受けている企業等は現行のとおりとする。	第6回協議会承認
99	23	生活交通路線維持費補助金	生活交通路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
100	23	地方バス運行等特別対策補助金	地方バス路線維持費補助金	熊本市の例に統一する。	第4回協議会承認
101	23		住宅建設利子補給金	新市に引き継ぐ。	幹事会承認

102	23	私道整備補助金	道路改良事業補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
103	23		道路美化推進補助金	5年間継続し、その後の取り扱いについては、新市において協議・検討を行う。	幹事会承認
104	23		児童遊園地設置等補助金	熊本市の例に統一する。(直営方式へ)	幹事会承認
105	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業運営補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
106	23	区画整理事業補助金	土地区画整理事業関連施設整備補助金	平成23年度まで経過措置を設け、その後の取扱いは協議する。	第6回協議会承認
107	23		水洗便所改造工事費等助成金	現行の城南町認可区域については、供用開始の日から3年間現行のとおりとする。その後、熊本市の例に統一する。	幹事会承認
108	24		人権教育研究協議会補助金	熊本市の例に統一する。(補助交付先廃止のため)	幹事会承認
109	24	体育大会遠征費補助金	小中学校体育大会出場補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
110	24	熊本市小中学校部活動費補助金(文化部・運動部)	学校部活動育成補助金	熊本市の例に統一する。	幹事会承認
111	24		修学旅行引率費補助金	熊本市の例に統一する。(合併時に廃止する)	幹事会承認
112	24	奨学金貸付制度	奨学助成金	熊本市の例に統一する。城南町で受給している場合は高校卒業まで継続する。	第5回協議会承認
113	24	PTA協議会補助金	PTA連絡協議会補助金	5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。	第5回協議会承認
114	24		人材育成活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
115	24		文化協会活動助成金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
116	24		スポーツ少年団 体育助成補助金	特例区事業として実施する。	幹事会承認
117	24	スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金	特別対外競技出場補助金	熊本市の例に統一する。	第5回協議会承認